

公立大学法人東北公益文科大学教育研究審議会規程

令和8年4月1日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人東北公益文科大学定款（以下「定款」という。）第23条に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の運営に関し、定款に定めるもののほか、公立大学法人東北公益文科大学の組織及び運営に関する規則（令和8年規則第1号）第14条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 教育研究審議会の招集は、学長が会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

2 招集の後に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、学長は、あらかじめ通知した事件以外の事件を教育研究審議会に付議することができる。

(職務代理)

第3条 学長に事故があるとき又は学長が欠員のときは、学長があらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

(審議)

第4条 教育研究審議会は審議において必要と認める場合は、教授会の意見を聴くことができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 監事は、公立大学法人東北公益文科大学監事監査規程（令和8年規程第2号）第7条第4項の規定により、教育研究審議会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第6条 教育研究審議会の議事について、議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の事務は、法人企画課において処理する。

(委任)

第8条 教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。